

人権と多様性



世田谷区生活文化政策部
人権・男女共同参画課

1 世田谷区の条例・計画

世田谷区基本構想（2013）

九つのビジョン(抜粋)

☆個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていきます。差別や偏見をなくし、いじめや暴力のない社会を実現します。

世田谷区基本計画（2014～2023）

分野別政策

☆多様性の尊重

＜取り組み事業の体系＞

- 1 人権の尊重
- 2 男女共同参画の推進
- 3 DV防止の取り組み
- 4 多文化共生の推進

世田谷区第二次男女共同参画プラン

(平成29年3月策定 令和4年3月後期計画策定)



【基本理念】

一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現

【視 点】

- 人権の尊重
- 固定的な性別役割分担意識の解消
- あらゆる分野における男女共同参画

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年4月1日施行）



【基本理念】

- 1 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。
- 2 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。
- 3 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。

2 様々な人権問題

法務省が掲げる主な人権課題 17 項目

- ①女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント
- ②子ども～いじめ、体罰、児童虐待、性被害
- ③高齢者
- ④障害のある人
- ⑤部落差別（同和問題）
- ⑥アイヌの人
- ⑦外国人
- ⑧感染者等～HIV・肝炎
- ⑨ハンセン病患者・元患者・その家族
- ⑩刑を終えて出所した人
- ⑪犯罪被害者等
- ⑫インターネットによる人権侵害
- ⑬北朝鮮によって拉致された被害者等
- ⑭ホームレス
- ⑮性的指向・性自認（性同一性）
- ⑯人身取引（性的サービスや労働の強要等）
- ⑰震災に起因する人権問題

★人権相談★

いじめや暴力、差別、いやがらせ等、様々な人権問題についての相談を受け付けています

●世田谷区人権擁護相談（人権・男女共同参画課）

電話番号：03-6304-3453 ファクシミリ番号：03-6304-3710

※毎月第1木、第2月、第2金、第3火、第4水 午後1時30分～4時30分

※事前予約制(前日午後5時まで)

●法務局人権相談（電話相談）

(1) みんなの人権110番 電話番号：0570-003-110（ナビダイヤル）

(2) 女性の人権ホットライン 電話番号：0570-070-810（ナビダイヤル）

(3) こどもの人権110番 電話番号：0120-007-110

(4) 外国人人権相談 電話番号：0570-090-911（ナビダイヤル）

[Human Rights Counseling for Foreign nationals]

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

(1) ～ (3) 平日午前8時30分～午後5時15分 (4) 午前9時～午後5時 (Weekdays 9:00-17:00)

女性

すべての人が尊重され、参画できる男女共同参画社会に向けて



家庭や職場における男女差別、性暴力・性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの人権問題が発生しています。

区では女性のための悩みごと・DV相談を実施しています。ひとりで悩まず、まずはご相談下さい。

★DVに関する相談★

- 世田谷区DV相談専用ダイヤル

電話番号：0570-074740（ナビダイヤル） 月～金曜＝午前8時30分～午後5時

- 男女共同参画センターらぶらす「女性のための悩みごと・DV相談」

電話番号：03-6804-0815

メールアドレス：laplace-mail-Soudan@kshowa.or.jp

火・水・木曜＝正午～午後4時、午後5時～8時

土・日曜＝午前10時～午後1時、午後2時～4時

※ 令和4年5月17日より、LINE相談開始（らぶらすHP参照）

- 男女共同参画センターらぶらす「男性相談」

電話番号：03-6805-2120 第1・3金曜、第2・4土曜＝午後6時～9時

- 内閣府「DV相談+（プラス）」

電話番号：0120-279-889（フリーダイヤル・24時間）

ホームページ：<https://soudanplus.jp>

※メール相談やWEB相談、外国語による相談も実施

子ども

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない存在です



子どもは、思いっきり遊び、失敗しながら学び、育ちます。子どもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります。

ひとりの人間として、いかなる差別もなく、その尊厳と権利が尊重される存在であり、どんな人も、いじめや虐待など、子どもの権利を侵害することは決して許されません。また保護者は、体罰その他の子どもの品位を傷つける罰を与えてはなりません。

区では、子どもの権利侵害に関する相談窓口を設置しています。「いじめや友人関係で悩んでいる」、「虐待を受けた・見た・もしかしたら虐待かも？」と思った際には、どなたでも、ためらわず、いつでもご相談下さい。

D V と児童虐待

同時に行われている場合があります



D Vが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。

子どもの見ている前で、夫婦間で暴力をふるうこと（面前D V）は子どもへの心理的虐待にあたり、脳の発達にも影響が出る場合があります。

配偶者やパートナーとの間で、そして、家族間で、口論やけんかになるときはあります。そのときに、暴言や暴力で解決しようとしなないことが大切です。

★子どもの相談★

●せたがやホッと子どもサポート

電話番号：0120-810-293 〈ホッとにきゅうさい〉

月～金曜＝午後1時～8時 土曜＝午前10時～午後6時（祝・休日、年末年始を除く）

※ファクシミリ、メールでの相談もできます。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

●児童虐待の通告・相談窓口

世田谷区児童虐待通告ダイヤル

電話番号：0120-52-8343 〈子にやさしさ〉 24時間、365日

児童相談所虐待対応ダイヤル

電話番号：189 〈いちはやく〉 24時間、365日

高齢者

あんしんして暮らせる長寿社会に向けて



家庭や介護施設等における身体的・心理的・経済的虐待などの人権問題が発生しています。特に、高齢者虐待は養護者等が介護のストレスにより精神的に追い詰められているケースが多く、高齢者の保護とともに、養護者等の支援も併せて行う必要があります。問題が深刻化する前に周囲が早めに気づき、相談窓口につなぐことが重要です。

★高齢者の相談★

●高齢者虐待通報・相談窓口 総合支所保健福祉課

世田谷 電話番号：03-5432-2854 ファクシミリ番号：03-5432-3049

北沢 電話番号：03-6804-8701 ファクシミリ番号：03-6804-8813

玉川 電話番号：03-3702-1894 ファクシミリ番号：03-5707-2661

砧 電話番号：03-3482-8193 ファクシミリ番号：03-3482-1796

烏山 電話番号：03-3326-6136 ファクシミリ番号：03-3326-6154

月～金曜＝午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始を除く）

●高齢者安心コール（日常生活の困りごとの電話相談、見守りに関する相談）

電話番号：03-5432-1010 24時間、365日

●あんしんすこやかセンター

（区内28か所 ※詳しくは、区のホームページをご覧ください）

月～土曜＝午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始を除く）

障害者

「一緒にできると楽しいね」 ※



障害がある人もない人も、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく「共生社会」の実現をめざし、区は、国の「先導的共生社会ホストタウン」の認定を受け、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインのまちづくり」、「障害者スポーツの推進」等に取り組んでいます。

共生社会の実現には、何よりも「心のバリアフリー」が大切です。偏見や思い込み、無理解などの「心のバリア」を取り除き、互いの交流や知識を深めることで、障害者への差別や偏見のない、共生社会の実現をめざしましょう。

※共生社会ホストタウンPRキャッチコピー

★障害のある方の相談★

●障害を理由とする差別に関する相談窓口

障害施策推進課 電話番号：03-5432-2424 ファクシミリ番号：03-5432-3021
月～金曜＝午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始を除く）

●障害者虐待通報・届出等窓口 総合支所保健福祉課

世田谷 電話番号：03-5432-2865 ファクシミリ番号：03-5432-3049
北沢 電話番号：03-6804-8727 ファクシミリ番号：03-6804-8813
玉川 電話番号：03-3702-2092 ファクシミリ番号：03-5707-2661
砧 電話番号：03-3482-8198 ファクシミリ番号：03-3482-1796
烏山 電話番号：03-3326-6115 ファクシミリ番号：03-3326-6154
月～金曜＝午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始を除く）

●世田谷区障害者夜間・休日 虐待通報ダイヤル

電話番号：03-5432-1033 ファクシミリ番号：03-3410-0368
夜間＝午後5時～翌朝午前8時30分
土・日曜、祝・休日、年末年始＝終日受付

外国人

国籍を問わず誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けて



区内には、140か国2万人以上の外国人が暮らしています。こうした中、言葉や文化、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

例えば、外国人であることを理由にアパートへの入居を拒否されたり、働くことを断られるといった事案などです。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくために、外国人の文化や習慣等を理解・尊重し、誰もが暮らしやすい「多文化共生社会」の実現をめざしましょう。

★外国人の相談先（再掲含む）★

●法務局人権相談

外国人の人権相談（電話相談）

電話番号：0570-090-911（ナビダイヤル）

[Human Rights Counseling for Foreign nationals]

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

月～金 午前9時～午後5時（Weekdays 9:00-17:00）

●内閣府「DV相談+（プラス）」多言語によるチャット相談に対応（チャット後は、メール相談も対応）

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語

月～金 午前12時～午後3時（Weekdays 12:00-15:00）

ホームページ：<https://soudanplus.jp>

●東京ウイメンズプラザ 外国語によるDV相談（電話相談）

電話番号：03-5467-1721

英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語

火・木・金曜日 午後1時～午後4時（Tue. Wed Fri. 12:00-16:00）

性的指向および性自認

性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別をなくそう



同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見から、職場を追われたりするなどの人権問題が発生しています。また、性自認に関する偏見から、からだの性とところの性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

★性的マイノリティに関する相談★

- 世田谷にじいろひろば電話相談

専用電話番号 03-6805-5875

第1・3金曜日 午後2時～午後5時

第2・4金曜日 午後6時～午後9時

- 東京都性自認および性的指向に関する専門電話相談

03-3812-3727

火・金曜日 午後6時～午後10時

祝休日・年末年始を除く

LINE公式アカウント名 L G B T 相談@東京

- よりそいホットライン（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）

0120-279-338

フリーダイヤル 24時間

性暴力は人権侵害です



望まない・同意のない性的な行動は、全て性暴力です。年齢、性別にかかわらず、配偶者やパートナー、恋人など身近な人の間でも起こります。性暴力・性犯罪の被害者は、被害にあったことを誰にも相談できないこともあります。インターネットやスマートフォンの普及により、子どもたちが性犯罪に遭う事件も増えていきます。

専門の相談窓口では、「誰にも相談できない」「どうしたらよいかわからない」などの不安や悩みに寄り添い、必要に応じた支援や相談を行っています。秘密は厳守されます。安心してご相談下さい。

★性犯罪・性暴力に関する相談★

- 警察庁性犯罪被害相談電話

電話番号：#8103 〈ハートさん〉（24時間）

- 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

性暴力救援ダイヤルNaNa（ナナ）

電話番号：03-5607-0799（24時間）

- 配偶者暴力相談の全国共通短縮ダイヤル

電話番号：#8008 〈はれれば〉

- 性暴力被害相談の全国共通短縮ダイヤル

電話番号：#8891 〈早（ハヤ）〈ワン（ストップ）〉

犯罪被害にあわれた方へ

ひとりで悩まずご相談ください

犯罪被害は誰にでも起こりうる問題です。

犯罪の被害を受けられた方やご家族は、突然のことに混乱する中で、強い恐怖や怒りを感じたり、自分を責めたり、しばらく仕事や学校を休まなければならないなど、この先どうしたらわからなくなってしまうことがあります。

被害を受け、どこに相談してよいか分からないときには、相談窓口にご相談ください。

★世田谷区犯罪被害者等相談窓口★ 令和3年6月に開設しました。

- 世田谷区犯罪被害者等相談専用ダイヤル

電話番号：03-6304-3766

FAX：03-6304-3710

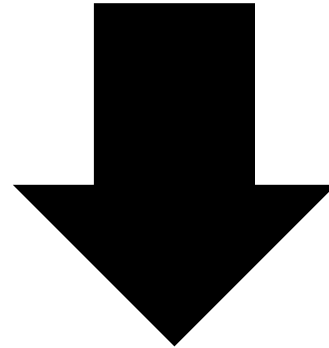
月～金 午前8時30分～午後5時（祝休日、年末年始を除く）

3 無意識の思い込み・無意識の偏見 (アンコンシャスバイアス)

- 血液型で相手の性格を決めてしまうことがある。
- 雑用や飲み会の幹事は若手が行うべきと思う。
- 高学歴の人は優秀だと思う。
- 女性は機械や運転を扱うことが苦手だと思う。
- 女性は感情的になりやすいと思う。
- 「普通は、〇〇だ。」という言葉を使うことがある。
- 障害のある人は、働くのが難しいだろうと思う。
- セクハラというと女性が被害者と思う。 など。

(一社) アンコンシャスバイアス研究所HPを加工して作成

無意識の思い込み・無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）による言動・行動



影響

受け取る側が不快に思うことがあったり、傷つけたりすることがあります。また、「自分には無理・・・」と思い込み、自分の可能性を伸ばせないこともあります。

多様性の承認された社会へ・・・

自らの言動を意識的に見直すことが大切。物事をあらゆる方向から見ることで、違いに気がつき、わかりあえることもあります。

【世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例】

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築く。一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。

4 多様な「性」があること、
知っていますか？

～「性」のあり方は様々です～

性の4つの要素



●からだの性

生まれる時に判定される生物学的な性

●こころの性

男性または女性であることの自分の認識（性自認）

⇒自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

（ジェンダーアイデンティティ） = LGBT理解増進法（令和5年6月23日施行）

●好きになる性

恋愛や性愛の対象とする「方向」を指し示すもの（性的指向）

●性別表現

言葉づかいやファッションなど、自分の性をどのように表現したいか

性的マイノリティとは



「出生時に判定された性と性自認（ジェンダーアイデンティティ）が一致し、かつ、性的指向は異性」というパターンにあてはまらない人たち

区の令和元年度「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」で「自分の性のありかた（好きになる相手の性別や自分への性別への違和感など）に悩んだ経験のある人は2.8%。

学校の40人クラスであれば1クラスに1人はいることになります。

LGBTQとは

Lesbian

レズビアン・・・女性の同性愛者

Gay

ゲイ・・・男性の同性愛者

Bisexual

バイセクシュアル・・・両性愛者

Transgender

トランスジェンダー・・・自認する性とからだの性が異なる者

Questioning または Queer

クエスチョニング・・・性のあり方をあえて決めない人や決められない人

クイア・・・もとは「奇妙な」という意味であったが、それを逆手にとって自らの性のあり方を誇り、多様な性を包括する言葉として使われている

よくある誤解

同性愛は選択であり、趣味みたいなものじゃないの？

→ 異性に惹かれることが選んだわけではなく、変えることができないように、同性に惹かれることも変えることができません。

苦しんでいる人がいます



人に打ち明けられない

性のあり方を打ち明ける（カミングアウトをする）ことで相手との関係が壊れるのではないかと、暴露（アウティング）されるのではないかと不安を抱えている人がいます。

生活する上で困難に直面しています

例えば、書類上の性別と見た目の性別とが異なることで、行政機関や医療機関の本人確認のときなどに苦痛を感じる人や、一緒に暮らすパートナーを、同性であることを理由に家族として認めてもらえない人がいます。

言葉に傷つくことがあります

性のあり方を限定したり笑ったりするような、人々の何気ない言動に、傷ついたり、悩んだりする方がいます。次の言葉などは、ハラスメントになってしまうこともあります。

アウティングに注意！！！！

知らないうちに誰かを傷つけていませんか？

●言葉に傷ついている人がいます

何気なく使っている言動に性的マイノリティの人たちは傷ついたり、悩んだりしています。

「ホモ」「レズ」
「オカマ」

彼氏・彼女は
いないの？



3 世田谷区パートナーシップ・ ファミリーシップの宣誓



経緯

- 平成27年 3月

当事者団体が区長に面会のうえ、「同性同士で生活する者も家族として扱い、そのパートナーシップを承認してほしい」という趣旨の要望書の提出があった。

- 平成27年 4月～PT設置、検討

- 平成27年11月 世田谷区パートナーシップ宣誓開始

- 令和 4年11月 世田谷区ファミリーシップ宣誓開始

- 令和 4年11月 東京都パートナーシップ宣誓開始

パートナーシップ宣誓

●概要

パートナーである区民が、その自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行い、パートナーの気持ちを区が受け止め、区長名の宣誓書受領証を交付する。

●対象（宣誓要件）

- ①ふたりとも成年である。
- ②ふたりが区内に在住、あるいはひとりが区内在住で、もうひとりが区内への転入を予定している、もしくはふたりとも区内への転入を予定している。
- ③ふたりとも他の人と法律上の婚姻関係にない。
- ④ふたりとも他の人とパートナーシップ宣誓をしていない。（宣誓したことがある場合、廃棄の手続きをしてある）
- ⑤ふたりの関係が近親者同士（直系血族または三親等内の傍系血族）でない
※養子縁組の場合は、宣誓できる場合あり）

ファミリーシップ宣誓



●概要

パートナーシップ宣誓をされる方に、子どもまたは親がいる場合、併せて宣誓することができる。

●対象（宣誓要件）

パートナーシップ宣誓要件を満たすパートナーの子どもまたは親であること。

パートナーシップ宣誓書受領書

第4号様式（第6条関係）



世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、以下のとおりパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。

また、世田谷区基本計画では、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進の推進についてうたっています。

今後もお二人が、世田谷区でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれるお二人のご多幸を心より願います。

ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
_____	_____
ふりがな (通称)	ふりがな (通称)
_____	_____
(生年月日)	(生年月日)
_____	_____
(住所)	(住所)
_____	_____
(転入後 の住所)	(転入後 の住所)
_____	_____

宣誓第 号

年 月 日

世田谷区長 保坂 展人

ファミリーシップ宣誓書受領書

第5号様式（第6条関係）



世田谷区ファミリーシップ宣誓書受領証

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、以下のとおりファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。

また、世田谷区基本計画では、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進の推進についてうたっています。

今後も皆様、世田谷区でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれる皆様のご多幸を心より願います。

パートナーシップにある宣誓者	パートナーシップにある宣誓者
ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
_____	_____
ふりがな (通称)	ふりがな (通称)
_____	_____
(生年月日)	(生年月日)
_____	_____
(住所)	(住所)
_____	_____
(転入後 の住所)	(転入後 の住所)
_____	_____
ファミリーシップにある宣誓者 (子・親)	ファミリーシップにある宣誓者 (子・親)
ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
_____	_____
ふりがな (通称)	ふりがな (通称)
_____	_____
(生年月日)	(生年月日)
_____	_____

宣誓第 号

年 月 日

世田谷区長 保坂 展人

小型の宣誓書受領証

第7号様式(第6条関係)

 **世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証**

パートナーシップにある宣誓者 _____ パートナーシップにある宣誓者 _____

様 様

丁目 番 号 丁目 番 号

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、 年 月 日にパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓第 号 年 月 日

世田谷区長 保坂 展人 

第7号様式(第6条関係)

 **世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証**

パートナーシップにある宣誓者	パートナーシップにある宣誓者
様	様
丁目 番 号	丁目 番 号

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区
 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、
 年 月 日にパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓第 号 年 月 日

世田谷区長 保 坂 展 人 印

世田谷区での宣誓件数

年度	件数
平成 2 7 年度（1 1 月開始）	2 5 件
平成 2 8 年度	2 3 件
平成 2 9 年度	1 9 件
平成 3 0 年度	2 0 件
令和 元年度	3 0 件
令和 2 年度	2 8 件
令和 3 年度	4 6 件
令和 4 年度	2 5 件
累計	2 1 6 件

5 相談事業・居場所事業

セクシュアル・マイノリティのための 世田谷にじいろひろば



「世田谷区立男女共同参画センターらぷらす」で平成29年度より実施

◆電話相談

毎月第1・3金曜日 午後2時～5時、
毎月第2・4金曜日 午後6時～9時

◆交流スペース

毎月第4土曜日

参加人数 令和元年度35人、2年度21人、3年度43人、4年度65人

※元年度、2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時的に休止

6 世田谷区での取り組み

区民を対象とした行政サービス等



- 区営住宅への入居、お部屋探しサポート

- 災害弔慰金、災害見舞金の支給

災害救助法の適用を受けた災害により亡くなられた方の同性パートナー（被害を受けた当時、世田谷区に住所を有していた方のみ）に対し、災害弔慰金を支給します。

- 災害時の遺族補償（令和5年7月～）

災害対応等で携わって死亡した同性パートナーを遺族補償の対象とする。（死亡補償一時金）

- 住民票の続柄の記載

希望する場合、「縁故者」とすることができます。

- 各種届出様式の性別欄廃止 など

区職員を対象とした制度等



●休暇制度

同性パートナーとその親族を対象とした慶弔休暇（結婚・忌引）、介護休暇、出産支援休暇、子の看護休暇等が取得できる。

●給与制度

扶養手当等の支給対象となる扶養親族の範囲に同性パートナーを追加。（令和5年7月～）

●福利厚生

世田谷区職員互助会では、要件を満たす同性パートナーに結婚祝金、弔慰金を支給します。家族寮への入居も可能。

特別区職員互助組合では、入院サポート保険、損害保険、グループ保険、三大疾病保険に同性パートナーが加入できる。

●カウンセリング

性的マイノリティについての悩みなどを相談できる。

7 企業の取り組み（例）

- みずほG、トヨタ、ソフトバンク 他多数の企業
人事・福利制度において、同性カップルを配偶者と同等として扱う。
- ディズニーランド
園内放送「Ladies and Gentlemen, Boys and Girls」を変更。
キャストの制服の男女差撤廃。
- スターバックス
性別適合手術のための特別休暇制度、同性パートナーシップ制度
- 東急ホテルズ
LGBTQカップルの結婚式、パーティ会場の提供
- ハウスコム
LGBTQフレンドリーな物件の紹介 など。
- 東急歌舞伎町タワー（2023年4月開業）
ジェンダーレストイレが4か月間で廃止。